

---

**プロジェクト 時価の算定に関する会計基準****項目 本日の検討の概要**

---

**これまでの検討**

1. 2019 年 7 月 4 日に公表した企業会計基準適用指針第 31 号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定基準適用指針」という。)第 26 項において、投資信託の時価の算定に関しては、企業会計基準第 30 号「時価の算定に関する会計基準」公表後概ね 1 年をかけて検討を行うこととし、その後、投資信託に関する取扱いを改正する際に、当該改正に関する適用時期を定めることとするとしている。

また、時価算定基準適用指針第 27 項において、貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記については、一定の検討を要するため、投資信託に関する取扱いを改正する際に取扱いを明らかにすることとし、それまでの間は貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額に関する注記を要しないこととしている。

2. その後、金融商品専門委員会 7 回、企業会計基準委員会 8 回の審議を経て、2021 年 1 月 18 日に「時価の算定に関する会計基準の適用指針(案)」(以下「本公開草案」という。)を公表した。本公開草案に対するコメント期間は 2 か月であり 2021 年 3 月 18 日に締め切れ、団体等 9 通、個人 4 通の計 13 通のコメント・レターを受領した。
3. 投資信託の時価の算定に関する公開草案に寄せられたコメントへの対応の検討について第 165 回金融商品専門委員会(2021 年 4 月 5 日開催)から審議を開始しており、聞かれた意見を審議事項(2)-3 に記載している。

**本日の検討事項**

4. 本日は、投資信託の時価の算定に関する公開草案に寄せられたコメントへの対応(審議事項(2)-2)について、ご意見を伺いたい。なお、審議事項(2)-2 は寄せられたコメントのうち主要なものの概要とその対応案を記載したものであり、コメント全文については審議事項(2)-2 参考資料に記載している。

以 上